

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和3年9月7日（火）午前10時～午前10時44分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 片岡健一郎 副委員長 梅村 均 委員 鬼頭博和
委員 水野忠三 委員 黒川 武 委員 堀 巖
委員 榊谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭
秘書企画課長 秋田伸裕、同主幹 小出健二、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、環境保全課長 隅田昌輝、同統括主査 黒田かおり、商工農政課長 竹井鉄次、同統括主査 今枝正継、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、都市整備課主幹 加藤淳、企業立地推進室主幹 浅田正弘

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主事 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第60号	岩倉市さくら基金条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第61号	岩倉市個人情報保護条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第62号	岩倉市路上喫煙等規制条例検討委員会条例の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第73号	財産の譲渡について	賛成多数 原案可決
議案第74号	川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利の放棄及び和解について（追認）	総務・産業建設常任委員会、財務常任委員会の連合審査会開催を申し入れる
議案第75号	岩倉市民の花木の制定について	全員賛成 原案可決
陳情第3号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	聞き置く

議案番号	事件名	採決結果
陳情第 6 号	公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第 7 号	正規労働者が当たり前、安定した雇用と 1 日 8 時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第 8 号	住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第 9 号	地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第 11 号	消費税率 5% への引き下げを求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く

総務・産業建設常任委員会（令和3年9月7日）

◎委員長（片岡健一郎君） おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案6件、陳情6件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 改めまして、おはようございます。

朝晩大分涼しくなってきましたけれども、今日は少し暑い日になってまいりました。

市制50周年の記念事業につきまして、ほとんどの事業がなかなかできない中で、現在ギネス世界記録に挑戦ということで、折り紙で折ったこいのぼりの最大展示数の記録に挑戦するというのをやっております、こちらが非常に好評というか反響がございまして、当初5万枚を目標にやっておりますが、現在、既に折り紙を配付したのが7万を超えているような状況で、もしかしたら10万ぐらい集まるのかなあと。

ただ、ちゃんと折れていないとカウントできないものですから、その辺りの難しさはございますけれども、また、お持ちいただいた方に何枚折りましたというパネルを今回つくりまして、お持ちいただいた方に記念で写真なんかも撮っていただけるような、そういったものを用意いたしましたので、もしよろしければ議員の皆さんも挑戦に御参加いただければと思います。よろしくをお願いします。

本日、議案につきましては本会議でも多くの質疑があった議案も含まれておりますので、また担当者も出席しております。丁寧な答弁に努めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、審査に入ります。

議案第60号「岩倉市さくら基金条例の制定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） この新しい条例の4条は、管理というふうになっていまして、基金に属する現金は金融機関への貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないということで、2項で基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に替えることができるとありま

すが、この有価証券に替えることができるという判断は、どのような時期に、どのように、誰が判断していくということでしょうか。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） この基金への預金等につきましては、基本、今現在ですと、運用するには金額が恐らく少額になってくるのではないかと、いうところで、その多くは翌年度の五条川桜並木保全事業のほうへ充当するという見込みであることから、基本的には普通預金で管理をしていくといったことを想定してございます。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 今のところは、この有利な有価証券に替えることができるというところの想定はないということでしょうか。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） はい、おっしゃるとおりです。

◎委員（黒川 武君） さくら基金の目標額というのは設定されていますかしら。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） ただいまのところ、具体的な目標額を設定させていただいてはおりません。

この桜の植え替えとか、そういったことが一定軌道に乗ったところで計画をしっかりと立てていくというようなことをただいまのところは考えているところでございます。

◎委員（黒川 武君） 本会議の質疑において、毎年積み立てるのかといったことに対して、ふるさと納税の寄附金の中の桜並木のプロジェクト分から毎月積み立てるとそういうことでありましたが、例えば令和3年度の当初予算を見ると、五条川桜並木保全事業として1,343万5,000円の予算化されているんですね。

今回1,100万円を要するに充当をかけるとなると、残りの部分というのは一般財源から持ち出しをすることになるわけなんです。それは当然のことだろうと思うんですけど、この桜並木保全のプロジェクト分は、今回は補正予算でも1,100万円は上がっておるんですけど、その1億数千万円と言われるふるさと納税、寄附金のうちから、なぜ桜並木の保全のプロジェクト分は1,100万円なのか。振り分けとして社会保障とか教育とか様々な分野のところ、いわゆる行政の分野、ほぼ網羅するような形でそれぞれ振り分けはしてあるわけですけど、その振り分けの仕方というのは、これはどういう考え方でしているのか、そこのところをちょっと関連でお聞きしたいと思います。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 御質問いただきましたふるさといわくら応援寄附金の充当事業につきましては、これまで総合計画の基本目標に加えて桜並木の保全のプロジェクトと山車に関するプロジ

エクト、昨年までについては、50周年の記念事業もプロジェクトに追加をして寄附をいただいております。

総合計画の基本目標を用途として指定された場合は、一定市の内部のほうでどういう事業に充当するのが適切かというようなところで、多くの市民の方に訴求されるもの、寄附者に対してこういう事業に使ったよというのが伝えやすいものというものを基準にして選考しています。

一方で、桜並木に関しましては、寄附者の方が桜並木の保全に使ってほしいということで寄附をしていただいた実績をそのまま桜維持管理事業のほうに充当させていただいております。

今回、1,100万円というところの補正予算とさせていただいたものについては、令和2年度の桜保全プロジェクトに充当があった実績との近似値ということで、実績に合わせて見込みを立てさせていただいたということでございます。

◎委員（黒川 武君） それでさくら基金条例の第2条の設置のところでは、五条川の桜並木における桜の植え替え及び維持管理に要する費用に充てるための基金だといったことがあります。

こうした基金が設立されますと、じゃあ今後桜並木をどうしていくのかと。市は昨年度から後継木としてジンダイアケボノというのを令和2年度は4本植栽された。令和3年度も植栽をされるということで、ますます市民の期待感が高まるだろうと思うんですね。

そうすると、やっぱり市民の皆さんから、いつこれやるの、つまり植栽計画、植え替え計画ですよね、そういったものに対する関心の度合いがさらに高まってくるだろうと思いますので、そのところというのはまだ一向に明らかにされているわけじゃないんですよ。いろいろ検討はされてみえると思うんですが、そういうところの計画に向けての考え方というのはどのようなものをお持ちでしょうか。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） 植え替えについての計画といった御質問でございます。

ジンダイアケボノについては、昨年度4本植えさせていただきましたけれども、こちらのほうの発育というのが一つの指標になっていこうかというふうに考えております。と申しますのも、先例として、ジンダイアケボノを植え替えた、大口町さんは違いますけれども、大口町さんは川沿いに新しく植え替えた桜が非常に生育がよくないという、あまり言葉がまずいですけれども、芳しくないようなところも伺っております。

そういった事情も見ながら、私どもが植えさせていただいたジンダイアケ

ボノがどのように生育していくかというのも少し見守っていく期間というのがどうしても必要かなというふうに思っております。

それらの生育を見定めながら、ジンダイアケボノを植え替えていくということを今後しっかりとした計画をつくっていければというふうに思っておりますのと、あとはやはり今ある桜を長く、いわゆる長寿命化させていく。そういったことも一つの考え方としてありますので、そういったところとのバランスを取りながら計画をつくっていければというふうに考えているところでございます。

◎委員（黒川 武君） 直接この議案とは関係ないけれど、今ジンダイアケボノという大口町の生育の例も出ましたので、ちょっと関連という形でお聞きをさせていただきたいと思います。

八劔町の夢さくら公園にジンダイアケボノが2本植栽されていますよね。ちょうど事務所棟があった建物のところのすぐ南側の西側と東側、2本あるわけなんです。

ところが、なぜか東側のジンダイアケボノの生育があまりよくない。ちょっと何か見た感じが枯れているような感じがするんですよね。西側のほうは通常、葉っぱも茂っていてそれなりに成長はしているだろうと思うんですけど、東側はなぜかちょっと立ち枯れていくんではないかというふうなことを市民の方の声も聞いてはいるんですが、同じような場所にあるのになぜこのようなことが出てくるのか、ちょっとその辺のことは恐らく情報をつかんでみえて、植栽した業者とも打合せはされてみえるだろうと思うんですけど、なぜそういうふうになっていくのか、今後その復元するというか、元気になることがあるのかどうなのか、その辺の見通しも含めてちょっとお聞かせいただきたいと思います。これはあくまでも関連だということです。

◎建設部長（片岡和浩君） 夢さくら公園に植栽をしたジンダイアケボノ2本のうち1本が少し生育が悪いというのは把握をしておりますで、それについて原因等も業者とも確認をしています。が、土壌の問題なのかなというようにも聞いております。

それで今現在は少し生育の様子を見させていただいておりますが、今後、いわゆる枯れているような状況が続くと植え替えをということを、今業者のほうとも話をしているところであります。

ただ、植え替える場合は、基本的には冬の時期というのが植え替えの時期というふうに専門家のほうには聞いておりますので、その時期までは様子を見ながら必要であれば植え替えをしていきたいというふうに今検討をしているところです。

◎委員（堀 巖君） さっきの榊谷委員の質問に対してちょっと答弁が不明瞭だったので、もう一回確認したいと思います。

誰がどのようにというところで、多分基本的には商工農政課ではなくて会計管理者が、普通預金で運用するというふうに答えられましたけれど、その判断というのは会計管理者だというふうに思うんですが、違いますか。

◎総務部長（中村定秋君） 公金の管理に関して、市で副市長をトップとする公金管理委員会というものを設置しておりまして、有価証券なんかで運用する場合に、そういったところで有価証券での運用が可能かとか、といったところについての判断をしております。

先ほど商工農政課長からも答弁がありましたように、基本的に長期にわたって使用する見込みのないような、そういうお金を有価証券に替えていくものですから、例えば財政調整基金であるとか、そうしたものはこの有価証券で実際に運用している部分がございます。

ただ、今回のさくら基金については、積み立てられたものを翌年度に予算化していくような、そういった基金ですのでこちらについての有価証券の運用は想定はしていないということです。

◎副委員長（梅村 均君） これまで応援寄附金の特別プロジェクトであったわけですが、それをこうして桜専用の基金をつくるということになったわけですが、その辺りの経緯、どうしてこういうものをつくることになったのか経緯を教えてください。

◎商工農政課長（竹井鉄次君） この基金をつくる経緯という御質問でございます。

まずはタイミング的なものだというふうに考えております。特に、愛知県と様々な協議を今まで五条川の桜についてはさせていただいておりますけれども、この桜について既存の桜の修繕として植え替えということがお認めいただけるようになってきたという大きな変更部分がある。

それから折しも市制50周年という節目の年であるということ、それから桜を市民の花木として定めていくという、そういったことも、今回議案で上げさせていただいておりますけれども、ある。また、昨年度については南部中学校の生徒会さんが中心になって募金活動をされて、そういった動きもあったといったところで、市民の桜に対する愛着というか機運が非常に高まりつつあるのかなと。今ここでこの基金というのを設けることというのが、非常にそういったものをさらに醸成していく、機運を高めていくということに効果的ではないかなというふうに考えたといったことが理由でございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第60号「岩倉市さくら基金条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第60号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号「岩倉市個人情報保護条例等の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第61号「岩倉市個人情報保護条例等の一部改正について」、賛成の委

員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第61号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号「岩倉市路上喫煙等規制条例検討委員会条例の廃止について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第62号「岩倉市路上喫煙等規制条例検討委員会条例の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第62号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号「財産の譲渡について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 本会議での井上議員からの質問で、なぜ無償なのかというところがあったと思います。

その答弁として、市からお願いしたそういった事業だということと、名鉄とのいろんなほかの土地との駆け引きみたいなそういった話があった。その2番目のところの理由について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 名古屋鉄道さんのほうとは、平成28年からこの事業についての話をさせていただいておまして、その中で、初めからですけれども、こちらについて東口に改札口を設置するという計画は名古屋鉄道さん自体持っていないと。設置しない中でのバリアフリー化を令和2年度までに完了させたいということでありました。

かねてから岩倉市は、石仏駅の東口に改札口をとということで請願等をさせていただいた経緯がございまして、その中でお願いをしておるわけなんです、この事業化に当たりましては、名古屋鉄道としては岩倉市からの請願駅ということで、市から設置をしてほしいということでの理解ということでございます。

当然、こちらについての整備費等の打合せの中では、県内の名古屋鉄道の駅において、請願駅というものについては今まで一切費用負担を名鉄がしたことはないということがありまして、土地の取得も含めて駅舎の整備も全て自治体のほうでということで協議のほうが始まったということでございます。

その協議の中で、やはり市としても何らか土地を無償譲渡するということではなく、何らかのことはできないかなあということを協議させていただく中で、土地の交換ということも少し名古屋鉄道とは協議をしたんですが、岩倉市が取得をして名古屋鉄道さんにお渡しする部分の土地の価値の部分と、あと名古屋鉄道さんが石仏駅周辺でお持ちの資産といいますか、市のほうに例えば交換の対象としての譲渡をしていただく、交換の対象となる土地というものが道路内民地でございます。岩倉市道の中に個人名がついたり、法人名がついた道路というのがまだ残っておるんですが、そういった部分の土地ということで、面積としてはこちらが提供する以上の面積ではあるんですが、価値としては全くその価値に満たないと。等価交換の対象とならないぐらい価値が低いということがございましたので、そちらについては交換ということは見送ったということでございます。

ただこの事業につきまして、名古屋鉄道さんとしては岩倉市の協力も今回あったということもありまして、先ほど申しました道路内民地の部分、そちらについては、今後市のほうに無償で譲渡をしていきたいということで、まだ時期等は少し未定ではありますが協議をしておるということでございます。以上です。

◎委員（黒川 武君） 直接議案にというよりも、これに関連してのことなんですが、裏面の図を見ますと、ちょうど２点目の中屋敷661番の６、このところが譲渡対象ということになるわけですが、その下の、この変形の土地ですよね、これも市の公有地としてそのまま残るということですか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） この土地につきましては、今の図面には表れておりませんが、線路の下も同じ幅でずうっと西へこの幅員で赤道といいますか、残っております。

今御質問がありましたんですが、名鉄のほうに無償譲渡する2.3平米以外の部分についてはそのまま市の土地として残しておるということでございます。

◎委員（黒川 武君） そうすると、今お尋ねしたところの旧赤道ですよね、そのところというのは舗装はしてありますか。それとも地道のままですか。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 今舗装はしてありませんが、今回駅前トイレを設置しておるんですが、それに併せて外構の部分を整備しますので、今のこの白い部分については舗装のほうはかける予定になります。

◎委員（黒川 武君） ちょっとまた関連で申し訳ないんだけど、今、赤道だと言われたけど、この赤道というのは東側の道路からずうっと来ている赤道なんですよね。かつてここの道、いわゆる三尺道なんです。90センチ以上あると思うんだけど、もうここのところというのはずうっとそのまま赤道のままで、市が国から払下げを受けて市の所有になっておるんだけど、やっぱり草はぼうぼうになっちゃってその維持管理、草刈り等がやっぱり必要となってくるんですよ。

こういった事業を行われる際に、やはりこういったところの赤道の処分、言ってみれば、隣の方々に払下げの措置などをしてやっぱり赤道を処分していくというのがやり方の一つかなと。そうしないと、これはいつまでたっても赤道として市の公有財産で残るけれど、維持管理が伴うということになりますので、その辺のところの扱い方というのは何か検討されましたかしら。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 今、御質問があった部分ですが、その駅舎の部分を除いた東側については、草の地のままだったものですから、そちらは今回の整備に併せて舗装まではしていこうと思っています。

南のほうから来ていただく駅利用の方についてはそこを通っていただくということで、舗装をかけていきたいというふうには考えております。特に払下げではなく、御利用いただくということで検討しています。

それから西、駅舎から線路の真下を通ってという部分については、特に今軌条であったり、駅舎の真下になったりという部分がありますので、特にこちらについての処分というのは現在まだちょっと考えていないということです。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの関連なんですけれども、本会議で購入単価平米当たり8万2,700円という数字が示されました。

普通、財産の譲渡とかいうところの出てくるのは、その当時の購入単価ではなくて、例えば評価額であるとか公示価格であるとか、そういった現在の価値で示されるのが普通だと思うんですが、今そういうのは数字としてはつかんでいきますか。

◎都市整備課主幹（加藤 淳君） 今、購入単価は令和元年度で少し用地買収のほうをさせていただいておりまして、今現在の評価額のほうはまだ取っておりません。よろしくお願いします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第73号「財産の譲渡について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第73号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号「川井野寄地区での土地開発事業における産業廃棄物処理に係る権利の放棄及び和解について（追認）」を議題とします。

◎委員（梶谷規子君） この議案は昨年12月議会の補正予算に伴うもので

あり、そのときには財務委員会で議論をして、その後市民のお二人からの住民監査請求に基づいての議案ということで、財務委員会との連合審査をしていってはどうかという提案をしたいんですが、どうでしょうか。

◎委員長（片岡健一郎君） ただいま榊谷委員より、議案第74号については、財務常任委員会との連合審査会で審査してはどうかといった提案がございました。

この提案について、ほかの委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

御意見はございませんか。

◎委員（水野忠三君） まず確認をさせていただきたいのは、議案が付託された委員会は当総務・産業建設常任委員会でございまして、原則は付託された委員会で審議をするのが大原則だということは確認をさせていただきたいと思います。

その上で、これもちよっと確認というかお伺いをしたいんですけれども、当委員会で委員外発言を広く認めて、それで審議を深めるという方法では適切ではないというふうにお考えなのか。要するに、この件については連合審査会を開かなければいけないというお考えなのかお伺いをしたいと思います。

◎委員（榊谷規子君） 連合審査会を開かなければいけないというものではないですが、より大事な議案ですので、全員の議員で審査をできればという思いであります。もちろん水野委員が言われたように、委員外質疑もありということは考えますが。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに意見はございませんか。

いかがいたしましょうか。

◎委員（堀 巖君） 榊谷委員が言われることを否定する材料はないので、連合審査会の設置ということに賛成いたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかの委員の皆様、御意見ございましたら発言をお願いします。

特に反対意見というか、強い反対意見はなさそうでございますので……。

◎委員（堀 巖君） 連合審査会、なかなか経験も少ないので、いまいち手続、最終的に総務に差し戻して総務で採決を採るというような流れとかをまず一回ここで確認しておいたほうがいいと思うんですけれども。

◎委員（黒川 武君） じゃあ、その流れを説明させていただきます。と申し上げるのも、過去に1例あるんですね。平成26年3月13日の、総務・産業建設常任委員会なんですが、このときの議案第5号として「岩倉市地域交通会議条例の制定について」というのを議案として審査をすると。それで、総

務・産業建設常任委員会のほうから、デマンド交通事業特別委員会というのが当時ございまして、そちらのほうも関連があるので連合審査会を申し入れてはどうかといった提案が総務・産業建設常任委員会の委員からございまして、その委員会でもって協議の上、議決されました。

その議決を受けて、総務・産業建設常任委員長はデマンド交通事業特別委員会の委員長のほうに申入れをするわけなんですね。その申入れを受けてデマンド交通事業特別委員会が開催されて、そこで協議をされるわけです。そこで総務・産業建設常任委員会からの連合審査会の申入れについて、皆さん全会一致で賛成という議決がされれば、今度はデマンド交通事業特別委員会委員長が、総務・産業建設常任委員会に対して連合審査を受け入れますといったところで話が成立して、その後、両委員長あるいは議会運営委員会を交えながら日程調整して行っていく。

それで当日は、恐らく名称は総務・産業建設常任委員会、財務常任委員会連合審査会といった名称になるんですが、ここでの役割は質疑だけなんですね。質疑だけこの審査会の役割になるんです。質疑が終わった段階で、審査会は役割を終了します。その後、総務・産業建設常任委員会を開催して、その後を受けて討論・採決といったことを総務・産業建設常任委員会のほうで行うと。

そういった段取りになっていくだろうと思いますので、また、その点については総務と財務あるいは事務局を交えながら、間違いがないように進めていかなきゃいかんだろうなと思います。これは以前の事例からのお話でございます。

◎委員長（片岡健一郎君） ありがとうございます。

もし連合審査会ということになれば、そのとおりで進んでいくと思います。それでは、お諮りします。

議案第74号については、連合審査会の開催を財務常任委員会へ申し入れることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、議案第75号「岩倉市民の花木の制定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（梅村 均君） 御説明の資料のところで、政策提案を採択したとあるんですけど、これはどこからの政策提案だったかを教えてください。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） これは個人の方からの提案ということになります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 私も大変結構なことかと思うんですが、それで新聞記事によると、市長はクスノキとツツジも大切にしながら、市のシンボルとして桜を追加したいと、こういったことを述べてみえるわけなんです。

ということは、桜は市のシンボルツリーという認識でよろしいでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） クスノキとツツジにつきましては、緑化の推進という意味で、当時条例のほうで制定されております。

今回の桜につきましては、やはり現在五条川の桜というのは桜の時期だけではなくて、四季を通じて市民の方が集うような、市民の中でも思いのある木ということで、これからそういう市民の方の気持ち、桜を大事にしていこうと、そういう気持ちを醸成していくために今回市民の花木というふうに議案のほうを出させていただいておりますので、シンボルツリーというよりも、そこまでの位置づけにはしておりませんが、市民の桜を大切に作る気持ち、これを醸成していくための今回の議案ということになります。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第75号「岩倉市民の花木の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第75号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情」を議題とします。

本陳情の扱いをどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、聞きおくとして、各委員において熟読していただきますようお願いをいたします。

続いて、陳情第6号「公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情」を議題とします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、聞きおくとして、各委員において熟読していただきますようお願いをいたします。

続いて、陳情第7号「正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情」を議題とします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、聞きおくとして、各委員において熟読していただきますようお願いをいたします。

続いて、陳情第8号「住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情」を議題とします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 聞きおくとして、各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

続いて、陳情第9号「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を議題とします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、聞きおくとして、各委員において熟読していただきますようお願いをいたします。

続いて、陳情第11号「消費税率5%への引き下げを求める意見書の提出を求める陳情」を議題とします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、聞きおくとして、各委員において熟読していただきますようお願いをいたします。

以上で当委員会に付託されました案件は議案第74号を除き、議了いたしました。

お諮りします。

議案第74号については、連合審査会の開催を申し入れることに決しておりますので、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

これをもちまして総務・産業建設常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。